

令和3年第4回町議会定例会会議の経過 (12月8日)

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第64号、山北町税条例の一部改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第64号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和3年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課から説明いたします。

議 長 町民税務課長。
町民税務課長 それでは、議案第64号について御説明申し上げます。
2枚目をお開きください。
山北町税条例の一部を改正する条例。
山北町税条例一部を次のように改正する。
初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、令和3年度の税制改正により地方税法の一部が改正されたことに伴うもので、法改正に併せて引用条項の整理をするものと軽自動車税の種別割に係る現行のグリーン化特例制度について、対象を重点化した上で期間を一部延長するものでございます。
内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。
新旧対照表の1ページ目を御覧ください。
附則第14項は固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例に関する規定でございますが、まず、第3号が削除となり、次の第4号から、2ページ目をおめくりください、第13号までは、第30項を第27項に改めるとともに、第3号の削除に伴い、それぞれ1号繰り上げるものでございます。

さらに、第14号は第39項を第35項に改めるとともに、第13号へ繰り上げ、第15号は削除し、第16号及び第17号は、第3号と第15号が削除されたため、それぞれ2号ずつ繰り上げるものでございます。

附則第27項から、3ページ目を御覧ください。第29項は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例に関する規定でございますが、下線で示してあります令和2年度分限りの規定につきまして削除するものでございます。

4ページ目をおめくりください。

次に、新設いたします附則第31項から第33項につきましても、軽自動車税の種別割のグリーン化特例に関する規定で対象となる車種等をそれぞれ限定するとともに、令和3年度及び令和4年度に取得したものについて、翌年度に限り軽自動車税の種別割を軽減することを規定しております。

5ページ目を御覧ください。

附則第31項から第33項までの新設に伴いまして、附則第31項は第34項へ繰り下げられるものでございます。

それでは、議案の2枚目、裏面の附則からを御覧ください。

附則。

第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、この条例による改正後の山北町税条例の規定中軽自動車の種別割に関する部分は、令和3年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第64号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第64号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第 64 号は原案どおり可決されました。

日程第 2、議案第 65 号、山北町消防団条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 65 号、山北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

令和 3 年 12 月 6 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、第 12・15 分団の再編統合、機能別消防団員の導
入及び出動報酬の創設に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提
案するものです。

詳細については担当課から説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第 65 号、山北町消防団条例の一部を改正する条例の制定
について御説明申し上げます。

最初に条例改正の概要でございますが、1 つ目は、消防団第 12 分団と第 15
分団を再編統合するに当たり、消防団員定数を 15 人減員するものでございま
す。

2 つ目は、町外に勤務している団員の増加、日中の消火活動に出動できる
団員数の不足、並びに新たな団員加入が少ないことから消防団を退団された
方や消防に関する知識と技能を有する方を機能別消防団員として配備するこ
とで消防力の強化を図るものでございます。

そのため、機能別消防団員として条例に位置づけ、団員の定数及び報酬年
額を規定するものでございます。

3 つ目は、消防団員の出動報酬の創設に伴い、災害、警戒及び訓練等で団
員が出動した場合の時間当たりの報酬額を新たに規定するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2 枚おめくりください。

第 3 条第 1 項につきましては、団員の定数を規定しています。現行では、

本団及び14個分団で218人と規定していますが、本団及び13個分団で203人に改正するものでございます。

第2号につきましては、新たに機能別消防団員を規定するもので、定員は26人とするものでございます。

第2項につきましては、消防団員にかかる公務災害補償等責任共済等の掛金の算定に用いる消防団員数を規定しているもので229人となります。

第3項につきましては、消防団員に係る退職報償金の掛金の算定に用いる消防団員数を規定しているもので、機能別消防団員は対象となりませんので203人となります。

第5条につきましては、別表第1及び別表第2に改めるものでございます。

別表第1につきましては、消防団員の報酬年額を規定しています。

1枚おめくりください。

最下段に機能別消防団員1万円を新たに規定するものでございます。

別表第2につきましては、消防団員の出動報酬を新たに規定するものでございます。

災害の場合1時間につき1,000円、警戒の場合1時間につき500円、訓練等の場合1時間につき500円。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は令和4年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第65号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 富田です。

今回のこの機能別消防団員の導入及び出動報酬の創設に伴って、新たに予算が増えるかと思うんですけど、おおよそ概算でどれくらい増える予定なんでしょうか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 出動報酬ということで、今回新たに規定してお支払いするんですが、従来から出た場合、1回当たり1,000円ということで支給させていただいてい

ます。その差引きをすると、大体 500 万円ぐらいになるんじゃないかということ
ことで想定しております。予算が増えるのは、500 万円程度かなということ
で考えています。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 その500万の財源というのは、どこになるんでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 一般財源で考えております。

議 長 富田議員、よろしいですか。

富田陽子議員。

12 番 富 田 一般財源のことは理解しましたが、個々のこの出勤報酬を支給するまでの
流れといたしますか、プロセスはどのような形で行われるんでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 町のほうから各分団、これは分団長になるんですが、そちらのほうに月
別の出勤のものを提出いただくように考えております。ただ、毎月だと分団
長も大変なんで、大体3か月に1回程度、分団長から書類を出していただい
て。ですから、町のほうの支払いも3か月に1回ぐらいということ考えて
おります。

議 長 2番、山崎政司議員。

2 番 山 崎 今回、機能別消防団員というのが創設をされるわけですが、この制度
によって、消防団員というのは確保ができるという見込みはあるんでしょう
か。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 現在、定数を、ですから今回条例 26 名ということ考えております。た
だ、これ、今現在、この 26 名はまだ埋まっておりません。十数名が今のと
ころ、機能別消防団員ということで推選をいただいております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 別表2のほうで、今回、出勤報酬というのが制定されるわけですが、
これ単位は時間単位、1時間単位の単価になっておりますけども、この時間
のカウントの仕方なんですけども、要は開始の時間、それから終了の時間の
考え方と、もう一点は、これは多分、分団のほうからの実績報告で町のほう

に提出をされると思いますけども、その時間に対するチェックといたしますか、確認はどのようなことで考えているのかお知らせください。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 開始の時間、終了の時間ということが1点目あったと思うんですが、通常の訓練の場合、訓練ですから、例えば消防車の性能検査とか、そういうものがあるんですが、それは本団が各分団に何時集合ということで号令を出します。ですから、その集合時間が開始の時間で、終了時間はその訓練全体が終了した時間ということで考えております。

あと、もう一つ火災の部分ですね。火災の部分、これについては、それぞれ個々に違うと思います。今、各分団長からも意見を聴取しているんですが、例えば火災の場合は、例えば横浜でお勤めのときには、横浜のほうにメールが行きます。そこから出た時間という分団長もいれば、やはり現場に着いた時間からということもありますので、それについては、まだ分団長会議の中で議論を続けているところでございます。

2 番 山 崎 あと、もう一点。

総務防災課長 すみません、あともう一点、もう一度お願いいたします。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 開始の時間は今確認できました。終了の時間です。特に警戒ですとか、あるいは災害の場合の終了をどの時点をもって終了の時間とするのか。

それともう一つは、分団のほうからの前月はこの人が何回訓練に出た、災害出勤に出たという格好で実績報告がされると思いますけども、その申請に対する確認を、町のほうとしてお金を支払うわけですので、確認が必要だと思えますけども、その確認の方法、それについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 すみません。終了の時間なんですが、ですから火事の場合は、現場で本団のほうで、じゃあ鎮火、解散ということになります。それから、各詰所に戻りまして、その後、ですからホースを収納したり、ホースを干したりいろいろあると思うんで、その時間はプラスですから30分ないし1時間ということで考えております。これも今後、各分団長からどんなことをやっている

んですかということで、しっかり話を聞いた中で決めていく予定になっております。

あと、じゃあ、その分団からの出たものの実績報告の確認なんですが、これは、今のところ、ちょっと確認しようがございませんので、全体を見ながら、全体を見ながらチェックをしていくように考えております。これについては、分団長に対しても、これからはお金を、今までは1回いくらだったんですが、これからは時間いくら、30分単位で切れるんですが、で出すんで、しっかり確認しながら出していただきたいということでお願いはしてあります。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員

13 番 石 田 13番、石田でございます。

ちょっと確認なんですけれども、この消防団員の報酬や出動手当というのは、普通交付税の対象になりますよね。違いますか。

議 長 石田照子議員、もう一度、質疑をお願いします。

13 番 石 田 交付税の対象になるかどうかの確認です。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 先ほど増えるのが500万円、まず一般財源ということで充当させてもらってますが、交付税の対象になるということで予定はしております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、今回、災害の場合に、時間手当がいくらと決められております。特に火災などの災害の場合、あるいは大きな震災が来た場合には、時間も際限なく出動する可能性もあるわけです。これ、交付税の対象になっているので、2分の1補助ということで、交付税のほうも上限を設けていないので、さほどでもないとは思いますが、でも、災害によってはかなりの上限を設けないと、2分の1の補助があったとしてもかなりの金額になってしまうんですけれども、その辺は覚悟の上というか、どうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 これは今回、出動報酬というのは、これ、消防庁のほうで考えたもので、

本当に消防団員の活動に報いるためにということがあります。本当に活動していただいて、今までそんなにお金も払わなかったと。ですから、全国で毎年1万人の団員がやめていくということで、こういうものを急遽考えました。ですから、出ていただいた分に対する単価は支払って当然だということで考えています。

あと、災害の場合は、また違う交付金で来るんじゃないかという、災害の場合は、今までも台風19号なんかのときもそうなんで、災害の場合、大きな災害の場合は違う形で国のほうからお金を頂けるものと考えております。

議 長 副町長。

副 町 長 交付税の算入になる、2分の1というのは決まっていないです、はっきり言って。ただ、交付税というのは不交付団体、山北町は交付団体ですけど、不交付団体には一切払われません、国の。ですから、皆さんも承知の中で、交付税の基準財政需要額に算入されるといっても、ほとんど何百万かかっても何十万の世界になってしまうかもしれない。その辺のところでございます。

あと、災害のときは、特別交付税の中で災害に要した経費というものは、別に算定されると。交付税には大きく普通交付税と特別交付税というふうになっていますので、その辺のところはお間違いないようお願いしたいと。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 最後にしますけども、じゃあ、普通交付税の対象にならない。

議 長 副町長。

副 町 長 普通交付税の対象にはなっているんですけども、なっているんですけども、単位費用の中で、いくら当たり、出た分がいくらになるのかというのは、はっきりと分からないということです。ですけど、山北はまだいいんですけど、先ほど、くどい話になりますけど、不交付団体には一切払われないということもあるということでございまして、その辺は国が非常に頭のいいところでございます。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 9番、府川です。

機能別消防団員の制度、やっとなってきたなという感じで、私は一歩前に進んだのかなと。ここにも総務防災課長をはじめ、何人かのライン職の方も、

それぞれの地域の消防団活動をされていて、やっぱり同じ気持ちはあるのかなど。そして、そこにはさっき課長が言われた、成り手不足ということなんだろうと。

そこで質問したいんですけども、3条の第2項、従事すべき消防活動の範囲を限定してと、この範囲を限定のところを御説明いただきたいと思います。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 この機能別消防団員というのは、消防庁もかなり関わっていて、ある制度で、山北町の、本町の場合の範囲を限定というのは、原則として出動していただくのが所属する分団の範囲内の日中の火災に出動していただくと、原則的には。プラスその他団長が特別に要請する場合ということで、内規のほうをつくっております。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 そうすると、訓練だとか、予防運動のときの出動、例えば年末特別警戒、年始の出初め、これらではカウントに入らない。限定の中ではないという解釈でしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 そうですね、対象外と考えております。原則として、基本団員を対象とした行事や訓練には、機能別消防団員は参加しないということで、内規のほうをつくっております。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 それは分かりました。

私、こんなものを持っているんです。ボランティアファイアーファイター、山北町消防団第4分団のサポート員と。町のほうがなかなか、町のほうというか、本団も含めて、町のほうがなかなか機能別消防団できないよということの中で、4分団は金のことは別として、お手伝いする人の公務災害の対象になるということが以前からありましたのでつくっちゃおうと。これには、現在六、七名、分団長のOB六、七名、山北に住んでいる方が参加しています。

ここでは、先ほど26人のうち、半分ぐらいはほぼ決まったよということですけども、単純に考えると1分団2名ということが原則かと思うんですけど

も。もう3本目だからちょっと一緒に言っちゃいますけども、多分、第4分団はこれは継続すると思うんです。だから、6人のうち2名は機能別消防団、残りのロートルの私なんかは機能別以外のサポートメンバーということになるかと思いますが、その辺の認識、当然、防災課長は知っていると思いますけども、その辺の認識と見解をお示し願いたいと思います。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 十分承知はしております。その中で、今回、機能別消防団員というのを町長の下、新設させていただきました。この先に、機能別消防団員を導入した中で、また何か新たなものをということができたら、今の4分団の活動内容を参考に考えていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員

8番清水 8番、清水です。

この別表第2の出動報酬の1時間につき、災害の場合には1,000円ということで、先ほど30分というふうなことを言われました。つまり、あまりありませんが、29分の場合には支給の対象にはならないということでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 これは、先ほど、ちょっと質問の中であって、大体3か月に1回ずつ調査ができるんじゃないかと考えています。今、町職員の残業時間をどう計算しているかという、30分単位でやっています。29分のときは、もう切捨て、あと30分、そういう形で町の職員の残業手当と同じような考えで30分単位切上げ、切捨てで運用していきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第65号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第66号、山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第66号、山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする

令和3年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町消防団に機能別消防団員を新たに導入することに伴い、特定の消防団活動のみを担う機能別消防団員を、退職報償金の支給対象者から除くために、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは議案第66号、山北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

第2条の、非常勤消防団員の次に括弧書きで、山北町消防団条例第3条第1項第2号に規定する機能別消防団員を除くを規定するものでございます。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は令和4年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第66号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

9番 府川 9番、府川です。

先ほどの、この前の条例のときに消防活動の範囲を限定してと。そして、

この現在の66号については新たに導入した機能別消防団、しかし、その消防活動が限定されているから退職金の対象じゃないよということですけども、火災が起こったときには出るよと言っているわけですよ。いつ火災が起こるか分からない。やっぱり僕も消防団員のときはそうでしたけども、枕を高くして、なかなか寝られないと。いつ出動が来るか分からないから。限定はされていて、回数は一般の消防団よりも少ない。訓練等も町の公式行事にも出なくていいよということですけども、私は心情としては、365日24時間、いつ火事があるか分からない。職場に行っても、いつ出動しなくちゃ分からないと。大体、機能別消防団になる人はOBかなんかだから、もう仕事をしていないのか、あるいは町内にいる方なのかもしれませんけども、その辺の考え方を消防団に精通して、一生懸命やられている総務防災課長、御意見を伺いたいと思います。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

この退職金の関係なんですが、これにつきましては、消防庁長官のほうから文書が発出されています。その内容につきましては、機能別消防団員の退職報償金を支払う、支払わないは市町村長が決めなさいということになっています。その中で留意していただきたい事項として、消防庁長官、消防庁はなるべく出さないほうがいいよということなんですが、留意しなければいけないことにつきまして書いてあります。任用に当たって、従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ当該消防事務の量、困難性等、同一の消防団における団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員ということで、機能別消防団員が位置づけられております。

近隣では、南足柄市も数年前に導入しているんですが、南足柄の例からも、もう南足柄市も退職報償金からは除いておりますので、山北町も同じような考えで規定のほうをさせていただきました。

議 長
9 番 府 川

府川輝夫議員。

意味合いが分からないわけじゃないんで、ここまで反対することもないんですけども、南足柄市がという言葉、私としては取り消していただいて、山北町の考え方としてというふうにしていただければ、すっきり今日は寝れ

るのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 先ほど言った消防庁長官が発出した文書を本町として解釈した中で、やはり一般団員とはちょっと違うということで除くということにさせていただきます。

議 長 8番、清水明議員

8番清水 8番、清水でございます。

確かに機能ということで、限定版であるということ。ただ、火災というのは、場合によっては殉職される方もある、非常に危険な部分であると。昼間という限定もありますけれども。それで、消防庁からの発出した文書は分かりますが、市町村長が決められるということであるならば、私は危険な業務についてもらうということですから、やはりできる範囲で支給するべきだというふうに考えますが、いかがですか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 先ほど、機能別消防団員の出動の原則、基本的には、その分団のカバーするエリアの日中の火災ということで規定させていただいております。そうすると、山北でも火災は数年に、本当はないのが一番なんです、年1件出るかどうかです。ですから、実際、その機能別消防団員が登録させていただいて、例えば5年いられたとしても1回も出動しないで任務を完了していただくというのが、ほぼそのような形になると思います。その中で、年間1万円の報酬は支払わせていただきますので、やはりこの退職報償金からは除くということで考えさせていただいております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第66号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第67号、令和3年度山北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第67号、令和3年度山北町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度山北町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,827万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億9,132万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新型コロナワクチン接種3回目の経費の追加と、ふるさと応援寄附金に関わる歳入歳出の増で歳入歳出総額をそれぞれ2億6,827万8,000円増額補正するものでございます。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第67号、令和3年度山北町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、15款使用料及び手数料から19款寄附金まで、2億6,827万8,000円を増額し、補正後の額を61億9,132万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

続いて、事項別明細書で御説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。15款使用料及び手数料、2項手数料、2目

衛生手数料について254万4,000円の増額で、こちらは新東名事業者の使用料の増によるものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は422万6,000円の増額でございます。3回目のワクチン接種の負担金でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は5万6,000円の増額でございます。子ども・子育て支援交付金でございます。子育て支援センターの光回線への切替えの補助金で、補助率は3分の1でございます。

2目衛生費国庫補助金は1,017万8,000円で、3回目のワクチンの接種の補助金でございます。

4目教育費国庫補助金は23万4,000円の増額でございます。

1節小中学校費補助金については、学校保健特別対策事業として、感染症対策の防疫物品の購入の補助で2分の1の補助率でございます。

5節の教育支援体制整備事業費交付金は、幼稚園の消毒液の購入などの補助で、2分の1の補助率でございます。

17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は5万6,000円の増額でございます。こちらも子ども・子育て支援交付金でございまして、子育て支援センターの光回線への切替えの県の補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

5目農林水産業費県補助金は8万4,000円の増額で、有害鳥獣捕獲奨励事業として、捕獲奨励金の県の上乗せ分でございます。

18款財産収入、2項財産売却収入、2目車両売却収入は90万円の増額で、統合や入替えにより不要となる消防車を売却するものでございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は2億5,000万円の増額で、ふるさと応援寄附金の今後の見込みによる増額でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は41万8,000円の増額でございます。町有地整備工事として、役野町有地のコンテナを撤去するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険事業特別会計繰出金73万4,000円については、システム改修の町負担金分を繰り出すものでございま

す。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費17万円は、子育て支援センターに光回線へ切り替える工事費でございます。

5目認定こども園費は331万5,000円の増額で、認定こども園維持管理事業の燃料費については、コロナの対応などで熱湯の利用が増となったため増額するものでございます。修繕費については、汚物流し台の修理と雨漏りの修繕を行うものでございます。下水道使用料については、排水量の増加によるものでございます。会計年度任用職員の経費については、正職員の産休、育休代替によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は432万6,000円の増額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

説明欄の人件費については、3回目のワクチン接種のための時間外勤務手当でございます。

次の母子保健事業については、特定不妊治療支援助成金が1件増えたものでございます。

2目予防費は1,017万8,000円の増額でございます。

説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、3回目のワクチン接種に係る経費でございます。特にコールセンターの設置費用などがございます。会計年度任用職員経費については、コールセンター運営のための会計年度任用職員の経費でございます。

2項清掃費、3目し尿処理費は254万4,000円の増額で、新東名事業者等の使用料の増加によるものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費については、12、13ページをお開きください。

3目農業振興費については112万2,000円の増額でございます。駆除助成金については、頭数が400頭の見込みが746頭に増えたもので、有害鳥獣捕獲奨励補助金については県の上乗せ分でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は1億3,679万1,000円の増額でございます。

説明欄の観光振興事業の山北体育館跡地駐車場整備工事は、山北体育館跡地に臨時に観光客用の駐車場を簡易整備をするものでございます。次のふるさと応援寄附金推進事業については、見込みにより謝礼品代や郵送料、手数料、業務代行委託料などをそれぞれ増額するものでございます。

7款土木費、5項都市計画費、3目下水道事業特別会計操出金は2,500万円の増額で、下水道使用料が減収見込みのため繰り出しするものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は65万8,000円の増額で、機能別消防団員14名分の被服費でございます。

3目消防施設費は39万6,000円の増額です。

14、15ページをお開きください。

説明欄の消防施設整備事業については、こちらは日本消防協会から無償提供される消防指令車と消防庁から無償貸与される消防車の車両登録の諸費用でございます。

5目防災対策費は3万円の増額で、山北高校の共同報告会による講師の謝金でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は54万8,000円の増額でございます。

説明欄の新型コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境整備事業の消耗品については、アルコール消毒液など感染症対策品の購入費でございます。次の修学旅行キャンセル料補償金は川村小学校の分でございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は32万8,000円の増額で、こちらはすべり台の利用再開に際し修繕をするものでございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は86万9,000円の増額で、保健室のエアコンが故障したため交換をするものでございます。

13款予備費については、16、17ページをお開きください。

8,085万1,000円を増額するものでございます。

18、19ページをお開きください。

給与費明細書でございます。3回目のワクチン接種などに伴う報酬や職員手当の増額でございます。詳細は後ほどお目通しをいただければと思います。

ます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第67号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

7番、瀬戸伸二議員。

7番 瀬戸 7番、瀬戸です。

7ページのふるさと応援寄附金の見込みとして、2億5,000万という形に上がっておりますが、常にこの部分はもっと多いような、決算の段階では多くなるということで、これより下回らないとは思いますが、いつも金額的にはバランスが悪いような感じがするんですが、実質的にはどのぐらいを予定されているのでしょうか。

議長 長 商工観光課長。

商工観光課長 ふるさと応援寄附金、非常に読む、予想が難しいです。今回も、おせち料理の、要は一番メインがあるわけなんですけど、うちが扱っているポータルサイトの中で、新たにおせちを取り扱っている大手の企業が入ってきて、昨年のお客様はそちらに流れているような状態とかもあります。

しかしながら、寄附をされる方というのは、リピーターの方もいらっしゃいますし、やはりこちらのほうがよいという話を聞いて申込みされる方もいられます。その際には、ある程度、歳出のほうも発生してきますので、その部分は見込みながら今回、この今回の補正額をちょっと計上させていただいた次第でございます。

議長 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2番、山崎政司議員。

2番 山崎 10ページ、11ページのコロナワクチンの関係でお尋ねしたいと思いますけども、昨年、1回目、2回目のコロナワクチンを集団接種会場のほうで接種をしているわけですけども、3回目につきましては、現在のところ、2月以降に一般の人、高齢者から打つというような予定で、今、進められておりますけども、この3回目につきましては、各行政の範囲の中でいろいろ検討してくれというような話になっていると思います。

先ほど、説明の中でコールセンターを設置する費用ですとか、あるいは会

計年度任用職員を使うというようなお話がありましたけども、コールセンターを設置する場所ですとか、あるいは会計年度任用職員、こちら3回目の接種に伴って採用する費用だと思いますけども、この辺の具体的な考えがあれば、ぜひお示しいただきたいというふうに思います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 お答えします。3回目の接種につきましては、コールセンターにつきましては、1回目、2回目につきましては、5町共同でJTBという会社に委託をしておったわけなんですけれども、なかなか電話がつながりにくとか、そういった苦情が多くありましたので、また5町のほうで調整しまして、各町で対応していこうということになりました。

ということで、町のほうで専用回線を設けまして、健康福祉センターの会議室一つをそのコールセンターとして、一つ会議室を使いまして、電話回線を引きまして対応するというふうに考えております。

会計任用職員につきましても、今、5名ということなんですけども、必ず5名で対応しなければいけないということになりますので、7名から8名の方をお願いする予定でおります。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 そうしますと、3回目のワクチン接種につきましては、1回目、2回目は町の職員の方が順番制で接種会場のほうの対応をされたと思いますけども、職員の方にかかる負担というのはないでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 集団接種につきましても、1回目、2回目同様、山北会場でやる方向で、今、進んでおりますので、職員の動員も今後あるというふうに考えております。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 テレビの報道を見ていると、1回目は、山北はファイザーのワクチンを打ちました。テレビの報道を見ますと、混合ワクチンを打つというような話もあるわけなんですけども、現在の予定では山北町はファイザーということで認識してよろしいでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 国のほうで方針がまた変わってきておりまして、ファイザーにとらわれず、モデルナにつきましても接種していくということになってきましたので、同じ日に二つのワクチンをやると、やはりまずいですので、日を決めてファイザーの日、モデルナの日というような形で対応していく予定でおります。

議 長 11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

13ページ、観光費のところですけども、山北体育館跡地駐車場整備工事、69万3,000円、簡易整備するということで書かれていますけれども、どのような使い方を想定しているのかということ、無料で使えるような駐車場なのか、ちょっとその辺についてお聞かせ願います。

議 長 生涯学習課長。

生 涯 学 習 課 長 観光費ではございますが、山北体育館ということですので、こちらでお答えさせていただきたいと思います。

山北体育館跡駐車場整備工事ということで、ちょっと驚かれたかなというふうに思われますが、実は山北体育館、昨年から建て替えをしようということで、皆様にいろいろ報告をさしあげてきました。昨年の9月の全員協議会で、令和3年度以降実施設計、令和4年度以降建設に当たっていきたいという考えをお示しさせていただきました。

ただ、昨年から続いているコロナのせいで、実は令和3年度の当初予算にも実施設計の委託費用の要求を見送りいたしました。

9月に改めて補正予算で今年度中に何とか実施設計したいということで、9月に要求をさせていただこうという考えでございましたが、昨年度から続いておりますウッドショックですね、その関係がこの7月から如実に表れて、明らかに実施設計をしたとしても1,000万単位の設計金額の違いが出てくると、値上げがもう既に予定されていると。なおかつ、令和3年度中で実施設計が済んで、令和4年度に建設工事落札をしたとしても、その工事の業者さんがその年度中に果たして木が入るかどうかわからないので、工事を完了することが難しいというお話が出まして、それがさらにさらに9月、10月と日がたつにつれて木材の価格もぐんとアップしている状況がございました。

そういったことで、実施設計、それから建設については少し見送りをさせ

ていただくという考えでございました。ただ、あの土地、今は何もない状態で、職員が直営で定期的に草刈りだけをしているんですが、そんなときに、コロナ禍において、大野山なんかのハイカーが随分増加しているということで、あちこち違法駐車があったり、または役場にとめられちゃったりといったような話がありまして。それではということで臨時的にこの間だけでも臨時駐車場としてあそこを、整備まではいきませんが、区画を整理して、無料駐車場だよということで看板を設置して、臨時的にこの一、二年だけでも解放できればなということで、併せて商店街に買物に来ていただくお客さんの駐車場にもなります。そういったことで、そういった考えで今回の要求をさせていただいたものでございます。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 その経過、背景は分かりました。具体的に、このいくらだっけ、70万円近い金額、どういう整備工事、コンクリートにするのか、アスファルトにするのか、今は更地のままだと思うんですけども、その辺の内容をちょっと詳しく説明願いたいと思います。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今、予定してございますのが、あのままアスファルト塗装とか、一切いたしません。あのままの状態、転圧とか、そういったものは必要になります。平にして、石が飛んだりしないように転圧をかけて、なおかつ30数台の区画を整備しようと考えています。あと看板ですね、見やすい看板。それ以上の、臨時的な駐車場でありますので、それ以上の経費は発生しません。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 あまり余計なことをすると、また後でお金かかっちゃうからね、それがいいと思います。ただ、駅から離れているとか、どうやってあそこに誘導するのか。例えば一方通行のあそこだと、駅に行くほうの一方通行、あるいは線路側のほうはちょっと自由に動けますけども、地域の人は最初1回分かれれば、地域の人は分かるでしょうけども、先ほどの観光客という話になると、誘導するようなものが必要かなと。それに金がかかるんじゃないかなと、じゃないかな、ではないかなと。せっかく造るんだったら使ってもらおう。だけど、あまり金をかけてもという、天秤的なものがあると思うんですけども、その

辺のお考えをお願いしたいと思います。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 そこら辺がこの観光費で上げさせていただいた理由の一つでもあるんですけど、地元の方は見れば分かるということなんですけど、今後、商工観光課とも連携をして、いろんなハイカーの問合せ等が来ます。またはホームページ等でもお知らせをさせていただこうと。あとは、問合せ等については観光協会、商工観光課、人海戦術でやろうというふうに考えております。

それから、あと堀口議員に、さっき、いろいろと質問のあった有料か、無料かというのは、もうフリーなスペースで無料ということで。ただ、ある程度夜間の出入りしてもらおうとあれなんで、時間制限はしようかなというような考えではございます。

議 長 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。今の13ページの69万3,000円の山北体育館の駐車場、臨時に整備するというお話ですけども、その理由が大野山の登山客の違法駐車が原因とお聞きいたしましたけれども、そうすると臨時となると、この違法駐車については何ら解決、その一、二年の間しか解決しないということになるんですけども、もうちょっとまちづくりは長期的な目で見たいほうがいいと思うんですが、その後のことは何かお考えなんでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それはそうですね、もちろん。商工観光課長とも話しているんですが、とにかく地元の方も困っちゃっているんで、今回臨時的にこれを、この場所を貸していただければ助かると。その間に何とか代替地等を見つけ出したりしようということで。これをやることによって、いち早く対応ができるということで、逆に言えばありがたいということでお話を受けております。

議 長 8番、清水明議員。

8 番 清 水 関連です。8番の清水でございます。

一、二年ということでのお話がありました。それで、今、あそこはどうなっているのというふうな声を時々聞きます。やらないの、またはいつやるのということで、そこへ持ってきて、ここで、その臨時とはいえ、駐車場にしますということで、そうすると、やはりかなり周りのほうにも広報しておか

ないと、何、結局は駐車場になっちゃうの、当初の計画の体育施設は建たないというふうなことにもなりかねませんので、あくまでも、難しいと思いますが、年数をきちんと限って、いつまでというふうなことにはしておかないと不安をあおると思いますので、その辺の広報についてお考えがあったらお願いいたします。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 当然、工事を始める前に広報、広報じゃない、回覧とか、そういったものは考えてございます。

それから、何だっけな。あ、考えております。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9番府川 駐車場をこの間有効活用しようということで駐車場を造る。商工会館のところの駐車場スペースは御承知のとおり、もう台数が限られていて、商工会、あるいは商工会の青年部、結構、頻繁に熱心に会議をやられているんです。ですから、一般の人を全部開放しちゃうと夜中中とめちゃう、酒を飲みに行つて、とめて、朝取りにいけばいいやと。私はそんなことをしませんけど。商工会の会議だとか、会館を使う人は夜、何時までということはあるかもしれませんが、開放してやると会議するとき、皆さん、車で来ますので、非常に便利なのかなと。期限が決まっていますが、そういうふうに思うんですけども、その辺の対応をいかが考えられていますか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それにつきましても、商工観光課との、今、話なんですけど、この後、商工観光課さんのほうにこの場所をお貸しして、整備して場所をお貸しして、運営については商工観光課さんのほうでやられるということでしたので、十分対応できるんじゃないかと思えますけど。課長、すみません。

議 長 商工観光課長、何かございますか。

商工観光課長。

商工観光課長 今、商工会の中の青年部での会議などは車で来ることがあるとおっしゃられました。事実、そうだと思っております。実際に、商工会に対してからは、まだそういったお話などはされておられませんし、今回、この話が出たのが初めてだと思っております。これで、改めて商工会ともちょっと情報を共

有しながら、御希望等があった場合の対応については調整させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長

ほかに。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田

今の生涯学習課長の御説明で山北体育館が、建設設計がそのウッドショックの影響でということをおっしゃっていましたが、ちょっと駐車場のことから外れてしまうんですが、ウッドショックの影響を一番受けにくい、受けにくいという、受けても何かこの対策を取れるのがこの町ではないかと思うんです。業者の確保は難しいかもしれないですけども、木材の確保という面でいえば、町内、町有林ですとか、各財産区にたくさん木はあって、この一、二年を待つ間に木材の確保というのが町内でできるのではないかと考えるんですけども、そこの辺はいかがお考えでしょうか。

議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

木材の確保、もしかしたら、ちょっとそこら辺の情報は私も詳しいことは承知しておりませんが、もしかしたら確保できるかもしれませんが、この木材高騰の理由によって、それによって木材のみならず、木製品、それから、最近では車の半導体なんかも手に入らないという話をお聞きになっているかもしれませんが、もう鉄、アルミにまで発生しているという状況がありますので、もうそれだけの問題ではないというふうには考えております。

議 長

富田陽子議員。

12 番 富 田

ほかの物にも影響されるということですが、少なくとも木材、木製品は何かの形で町の各団体やいろんなことと協力し合って、少しでも町内の木を使うこともプラスになっていくと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長

御検討させていただきます。

議 長

ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸

1 番です。瀬戸です。

その下のページ、その下の項目なんですけど、13ページの下水道事業特別会計操出金2,500万円について、特段説明がなかったので伺います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 財務課長のほうから、下水道の使用料がまた落ちてくる見込みなので、一般会計のほうから繰り出していただくことになっています。実際に下水道の水量が落ちています。これは、大口の利用者さんがコロナの影響で生産を減産している影響が一番大きいと考えております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 人口減少もあるし、下水道使用料が減っていくことは分かっているんですが、大口のところはどうなのかなと、また何かあったのかなということでも伺ったんですけど、コロナショックでアフターコロナになれば、また戻ってくるという期待はあるんだろうと思いますが、それに代わるような、また新たな何か展開はないんでしょうか。水を使う、いろいろ。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 下水道使用料につきましては、平成30年4月に一度十二、三%値上げをさせていただいているんですけど、予定ですと、令和3年の4月に、また十二、三%上げて、3年ごとにそういうことをやる予定でいましたけども、コロナ禍の影響でそういったものが全てちょっと遅れております。実際、料金改定する場合には、審議会等を開かないといけないので、大分コロナの状況も落ち着いてきましたので、年明けぐらいにちょっと審議会を開けるような準備を、今、進めているところでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 ということは、じゃあコロナが落ち着いてくれば、また通常どおりの、計画どおりのことに移るかもしれないということも今おっしゃいましたけどもということで、取りあえずは審議会を開いてからのお話でしょうけども、何となく不安を感じるところでありました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

5 番 鈴木登志子議員。

5 番 鈴木 鈴木でございます。

先ほど、11ページの予防費の中のワクチン接種のことで、もう少し詳しく、

ちょっとお尋ねしたいんですけど、岸田総理も前倒しで3回目の接種は行いたいというようなことで、今、ここで補正で入ってくるということは前倒しがあるかどうかという。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。
前倒しといいましても、8か月というのが基本でございまして、それ以上早くなるということにつきましては、例えば高齢者施設でクラスターが発生したりだとか、町ごとでオミクロンが大流行したりだとか、そういったことがある場合が想定される場合は、前倒しもするというございますけれども、まず初めの、始める2月からの接種が、まずは3回目の接種になるかと思うんですけども、そこに伴う前倒しというのは、今のところ、準備も含めて、ちょっと難しいというふうに思っております。それ以降の8か月というのを少し前倒しというのは、今後、国の指示等があった中で対応していくような形になるかというふうに考えております。

議 長
5 番 鈴 木

鈴木登志子議員。
おっしゃるとおり、6月から集団接種で、私たちもほとんど6月に済んでいます。そうすると、2月というのは分かるんですが、今、オミクロンのことで、大分国のほうも医療の体制とかも整えているような状況の中で、やはり接種は早くしたほうが良いというような、海外でもそんな情報がある中で、それで総理が前倒しを考えていますとおっしゃったのかなという、そういうことでお伺いしたんですけども、そういうあれはないということでもよろしいのでしょうか。

議 長
副 町 長

副町長。
これは、相手があることなんです。相手というのは医師会です。ですから、早くやりたいんですけども、やはり相手があることなので、今の法律は、お医者さんが常駐しなきゃ集団接種できない。医師会にも投げていますので、できるだけその辺は国、県と連携を密にして取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、前倒しすると、昨日の段階で厚生大臣が言っています。ワクチンは順次輸入されるもので、全部が前倒ししても対応できないと、はっきり国の役人も言っていますので、その辺のところは臨機応変に、町長もできるだけ

早くやりたいという気持ちはあるんですけど、何せ相手があることなので、ちょっとその辺は御理解いただきたいということでございます。

議 長 鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木 それは当然、理解はしておりますが、先ほど、課長がファイザーかモデルナか、それは選択できるようなというか、その日によって違うような御説明をいただいたんですが、そうしますと接種するものにはファイザーがいいですか、モデルナがいいですかというような、そこまであれですか、接種者の意向が反映されていくものと解釈してよろしいでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 そこにつきましては、ちょっと今どういう方法でやるのかというところを検討しておるところでございますけれども、やはりこの日はファイザー、また別の日はモデルナというようなことをやはりお知らせしなければ、町民も不安ではないかなというふうに思っております。行って、今日はモデルナでしたとか、そういうことだと、やはり不安があると思いますので、そこは公表しながらやっていかなければいけないのかなというふうには思っております、今現在は。

一応、国、県の指導を仰ぎながら、その点も決めた中で広報していきたいというふうに思っております。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 すみません、ちょっと補足のほうをさせていただきます。

今、保険健康課長のほうからモデルナ、ファイザーという話で出ているんですが、まだ、しっかりどっちがどの程度来るかというのが示されておられません。それを見た中で、これはもうワクチンが始まったときに、庁内にワクチン対策チームを設置してありますので、もう少し、その医師会がいつから動けるか、ワクチンがどう入るか、山北で集団接種ができるのか、それらがもうちょっと詳細が決まった中でどういうふうにしていくかということを決めていく予定でありますので、まだ今のところファイザー、モデルナ、どっちを選びますかとか、まるっきり、まだ決まっておりませんで、今後もうちょっと本当に情報が入った中で対策チームで決めていく予定で考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9 番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 13ページの一番上の農業振興費なんですけれども、100万円程度イノシシ、鹿等が400頭の見込みが現在746頭だということで、これは746頭というのはいつの時点なのか、そして年度3月末までをどのぐらい見込むのか。例えば、1年前、2年前と比較して、鳥獣の、何というんですか、取ったコース等の動向も御説明いただければ、大変ありがたいですけど。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 御質問の、まず、この746頭というのは、こちらは駆除助成金については町単独の助成金、1頭につき鹿、イノシシの場合は3,000円を助成させていただいているんですけども、その予算だということで、746頭というのは年間を通じた町の単独頭数の予定となっております。

この746頭というのは、今年度7月から9月の実績頭数が216頭です。こちら、7月から9月というのは、御存じかと思えますけども、4月から6月は農協が広域でこの事務を行っておりますので、そこはカウントしません。ちなみに、87頭が山北管内で農協分として既に捕られています。

10月から3月、今、補正対象になっているような部分なんですけども、こちらにつきましては、昨年度の実績を予定数として考えております。こちらが530頭です。そうすると746頭になるんですけども、この予算につきましては、当初予算で400頭、その差引きが今回の103万8,000円となります。

ここ最近の捕獲頭数、同じ基準で申し上げますと、平成29年が862頭で、大体850頭前後ではないかと。今回、昨年の実績から考えた数字でも町と国、JA全て合わせますと800後半ぐらいになるのではないかとというような予想で、近年、被害が大きくなっているという話でございますけども、なかなか市街地では当然わなとか、当然銃も使えませんので、市街地に出てきている被害と頭数を考えますと、このぐらいが妥当ではないかという形で今回計上させていただいております。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 この補正予算からちょっとはみ出ちゃうかもしれませんけども、心配事だからちょっと併せてお尋ねしたいんですけども、山にいる、山にいるという

か、イノシシが、いわゆる豚コレラのような病気で、新聞にも神奈川県でもというようなこともありましたけども、この丹沢、山北の状況はどうなんですか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 現在、今年度に入りまして、2頭の豚コレラに感染したと思われる、と思われるというか、感染したイノシシが捕獲されております。こちらにつきましては、場所につきましては、細かいことはちょっと申し上げられませんが、もう既に昨年度末あたりから、周辺、山梨であるとか、静岡について、神奈川県でも相模原のほうから徐々に感染が確認される区域が広がっております、今年の夏には山北町も感染の危険区域に入っております。その中で疑われる症状、簡単にいうとイノシシが山等にいる状況でかなり弱っていて、歩き方も弱々しかつたりという形が見受けられて、たまたまわな等にかかったものを県のほうに検体を送り、検査をしたところ、今のところ、2頭が判明されたというような状況でございますので、もう既に山北町内、どこで捕れたわなに捕獲されたイノシシもかなりの確率で豚コレラに感染していると思っても間違いのないというような状況でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

8 番、清水明議員。

8 番 清 水 8 番、清水でございます。

ちょっと戻りますが、コレラはちょっと紛れますが、コロナの関連で、ファイザーとモデルナということで、今のところのお話ではどちらかが選べるようなお話なんですけど、結局、副町長が言われるような、その先があるということで、今のところ、国のほうも順次薬を取り寄せると。まだ確保について確定はしていない中で、事前に私はファイザーを打ちたいとか、私はモデルナを打ちたいというふうなアンケートを取ったほうが、それが全部その数が取り寄せられるかどうかという問題なんですけど、そういったことをしておいたほうが良いと思うんですけど、そういう計画はございませんか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 ファイザー、モデルナのどの程度供給されるかというところがはっきり

まだ決まっておきませんので、もしアンケートを取りまして、ファイザーのほうが多いとなったとしても、限られたしっかり数的に決まった数があるという自動的に送られてきてしまいますので、ファイザーを希望されても、それに合うファイザーを打てるかどうかという保障はありませんので、今のところ、アンケートは取る予定はございません。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 確認ですが、ともかく希望する数については3回目の接種ができるということ、これはまず一つ確認です。ただ、どちらになるのかについては分からないと。となると、一番恐れるのは早い者勝ちになってしまうんじゃないかということで、そういった希望を取ったほうがいいんじゃないかというふうに思っておりましたが。先のあることですから、ただ、今ここで確認したいのは、ともかく3回目については希望する人は全部打てるんだということについてはよろしいですか。

議 長 町長。

町 長 はい。3回目接種を望まれる方は全ての方にファイザーかモデルナか、そういったものは打てるというふうに思っております。また、町といたしましても、ぜひそういった情報を流しながら、皆さんで適正に判断していただければありがたいかなというふうに思っております。

議 長 ほかに。

7 番 瀬 戸 7番、瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 7番、瀬戸です。

コールセンターについてお伺いしたいんですが、前回、コールセンター、電話予約が結構混み合って、ネット予約のような形を取ったんですが、今回はどういうふうな形でやられるのでしょうか。

それともう一点、コールセンターで5機の電話を使うということなんですけれど、増設する形のものはいくら考えられているのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 コールセンターにつきましては、5回線ということで会議室一つを使いまして、受入れを考えております。それで、インターネットでの申込みも同時で行う予定でおります。

それから、コールセンターの受付につきましては、平日、月曜日から金曜日の8時から5時ということで考えております。

それから、5回線以上増やす予定は今のところは考えておりません。

議 長 瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 予約が取れないような状況というのは検討されていますか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今のところ、山北町民のみの受付になろうかというふうに考えておりますので、十分対応はできるのではないかとこのように捉えております。

議 長 4 番、熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 15番の修学旅行キャンセル料なんですが、また今の状況ではキャンセルという形になったと思うんですが、子どもたちに対して、何か思い出づくりのようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 今回のこのキャンセル料なんですけれども、これは日光へ、今まで電車で、団体で行っていたのを、これも上郡で団を組んでなんですけれども、バスでということで予定していたんですけれども。これがコロナの状況でキャンセルをしたということで、その分のキャンセル料になっております。

思い出づくりなんですけれども、たしか先月なんですけれども、6年生が日帰りで八景島のほうに行っております。それが修学旅行の代わりということで、既に実施をさせていただいて行っている状況でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 今、課長が答弁したとおりなんですけれども、日帰りでだったんで、さらに思い出づくりをしたいという思いの中で、今、学校のほうで、企画しているということで、どこかへ行って学校へ戻って、体育館で何かするとか、そういう思い出づくりをもうちょっとやりたいという企画をしているということで伺っていますので。まだ詳細については報告を受けていませんけれども、何らかの形で日帰りだけじゃなくて、もうちょっと6年生にとって最後の学年、小学校にとっては最後の学年ですので、思い出づくりをしたいということで、今、企画していると、そういう段階でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

3番、和田成功議員。

3番和田 13ページ、立つのか、ごめんなさい。13ページ、観光費の中の委託料、ふるさと応援寄附金業務代行委託料ですか、4,000万円、2億5,000万円に対して4,000万円と、17%ぐらいの割合を占めていますけど、この辺について、もう少し詳しく御説明願います。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 今回の補正予算の計上、シャーシのほうなんですけど、今回のポータルサイトを実は2件増設させていただきました。今までは、大手2社を使っていたんですけど、さらにふるさと納税大手4社がメインになっています。この2社についてもポータルサイトを開設するようにさせてもらって、この12月1日から開いております。

どうしても新規の開設をしますと、既存のものに埋まってしまって、注目度が低くなってしまふ、これに対応するため、現在、中間事業者と契約をさせてもらって、さらに注目度を高めているような形にさせてもらっています。結果、委託料としては、ちょっと追加分が発生してしまっている事態ではありますが、注目度が上がれば、その分収入のほうも増えるわけですので、今回、こちらのほうを計上させていただいているということになります。

以上です。

議長 和田成功議員。

3番和田 ということは、目標の7億円ですか、それに向かって積極的に取り組んでいるという解釈でよろしいでしょうか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 積極的と言われると何とも言えないんですけど、まず、今まで二つでやっていたのが、今回四つのポータルサイトになってきました。12月1日からの開設という形もありましたので、爆発的な伸びというところには至っておりませんが、まず、これで実績をつくりながら着実に増やしていきたいという考えを持っております。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 67 号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第 67 号は原案どおり可決されました。
それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を 10 時 45 分、10 時 45 分
といたします。(午前 10 時 34 分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前 10 時 45 分)
それでは、続いて、日程第 5、議案第 68 号、令和 3 年度山北町下水道事業
特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 68 号、令和 3 年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)。
令和 3 年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定め
るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表、歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 6 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは下水道使用料の減
に伴うものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第 68 号、令和 3 年度山北町下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)について御説明いたします。

2 ページ、3 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出補正。

歳入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料を 2,500 万減額し、下水道使用料の見
込みを 1 億 6,080 万 1,000 円に補正するものです。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金を2,500万円増額し、一般会計からの繰入金を1億3,253万7,000円に補正するものがございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項下水道総務費を3万2,000円を減額し、4 款予備費を3万2,000円増額するものです。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

2 款1 項1 目の下水道使用料を2,500万円減額し、下水道使用料の見込みを1億6,080万1,000円に補正するものです。これは大口の利用者がコロナ禍の影響で生産を減産しているため減額補正するものです。

4 款1 項1 目の一般会計繰入金を2,500万円増額し、一般会計からの繰入金を1億3,253万7,000円に補正するものです。

続きまして、歳出でございます。

1 款1 項1 目の一般管理費を3万2,000円減額するもので、内訳としましては、18節負担金、補助及び交付金を酒匂川流域下水道管理時事業費の負担金が確定したため367万4,000円減額し、26節公課費を消費税及び地方消費税が確定したため364万2,000円増額するものです。

4 款予備費につきましては3万2,000円を増額するものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第68号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

3 番、和田成功議員。

3 番 和 田 先ほど、一般会計で繰出金のほうは承認されておりますので、今度、特別会計の繰入金のほうで、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、今回、想定外の使用料減ということで、繰入金を入れていると思うんですけど、他会計繰入金、当初と今回の補正と合わせて1億3,253万7,000円と、全体の歳入合計3億9,861万6,000円に対して33.24%という非常に3分の1程度繰り入れしているというふうなことで、これ、特別会計の地方財政法第6条の基本となる公営企業の経営に関する原則として特別会計を設置し、経

費は経営に伴う収入をもって充てなければならない。ただし、性質上経営に充てることが適当でない経費、一般的に基準内、もしくは経営に伴う収入だけで充てることが困難な経費、基準外というようなことになっておりますけど、その辺の1億3,253万7,000円の基準内、基準外の割合等を説明いただけますでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 うちのほうの、今、言われる基準内の繰入金としますと、それが認められている金額になるんですけど、これはおおむね8,000万から7,000万ぐらいの間です。それを超えるものが基準外になりますので、大体4,000万から5,000万ぐらいが基準外になっております。これについては、今、言われたとおり、和田議員が言われたとおり、本来でいうと利用者で負担するべきものとされておりますので、先ほどもちょっと述べましたけども、今、審議会の準備をしていますので、年明けぐらいからは、ちょっと大分コロナのほうも落ち着いていますので、審議会を開いてその辺を審議させていただきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

9番 府 川 この補正の直接的な質問ではないんですけども、もしお答え可能であればお願いしたいと思っておりますけども、特定な企業の運行をしないから水を、下水を使わない。要するに事業が、言い方はあれだけでも、本来の稼働をしていないということであるとすると、今回直接じゃないかもしれませんが、この法人税への影響というのが、法人税の影響がちょっと懸念されるんですけども、企業が見えないものでよく分からないんですけども、その辺は影響は今後ないのでしょうか。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 議員の御指摘のとおり、影響はないかと言われるとまだ見えないのが本当のところでございます。ただ、ここまでの3年度の法人のほうの税収関係、当初の想定よりもいい方面に来ているのがここまでの状況ではございます。

ただ、法人というのは、それぞれの事業者で、結局、年度決算等を行いますから、そこで最終的に精査をするときに、逆に途中までよくても一気に最

後の調整で変わる可能性もあるので、正直まだ推測し切れないというところが現状でございます。

議 長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

13 番、石田照子議員。

13 番 石 田 13 番、石田でございます。

この2,500万の使用料のマイナス、そして一般会計からの2,500万の繰入れというのは、もう、これ経費の削減ではほぼクリアできないような大きな数字だと思うんですけども、その予算を立てるときのちょっと考え方として、令和元年のこの繰入れの決算額が1億4,700万ちょっとなんです。ところが、今年度の予算の立て方が1億700万、この予算を立てるときに決算額というのを考慮して、普通概算このくらいかなというような予算を立てていけば、こんな大きな差は出ないような気がしますし、また、今家電も節水型になっているのは、もう皆さん承知の上で下水道使用料がだんだん下がってくるなというのも予想つくんですけども、繰入金が大幅にこの差が出ている、その一つの考え方についてお伺いしたいと思います。

議 長 副町長。

副 町 長 下水道につきましては、もうざっくりばらんな話、岸地区にある大きなジュースのところの工場でございます。そこところが、ちょっと修正の中で下水道をあまり使ってもらえない。下水道会計というのは、特別会計というのは、そもそも法定の繰入れ分というのが一般会計からあります。下水道というと、例えば流域下水道の建設負担金とか、そういうものになっています。雨水対策とかというものになっています。

ところが、あまり言いたくないんですが、足りないんです、下水道のだけで。そうすると値上げせざるを得ないと。しかし、コロナ禍で値上げができないと。国民健康保険でも同じようなことがありましたけれども、値上げができないということで、下水道の担当課長も非常に苦労しているんですが、審議会の中で値上げしなきゃやっていけないというのは分かっているんです。通常ベースでもなかなか苦しいということ、ただし、コロナ禍でできるだけ下水道は値上げしたくない。だから、これに限っては、しばらくの間は一般会計で少し見るしかないかなというふうなところがありますけれども、この

ままずっと毎年、毎年、一般会計で出すというのは、やっぱり難しい、困難な状況になります。

なおかつ公会計と、公の会計というのは、下水道も公会計導入するようになっていきます。水道と同じように企業会計になってくると、ますますそれが鮮明になってくると。その辺のところがありますので、本当は値上げしなきゃいけないんですけども、まだ審議会も開けない、コロナの関係もあって、この辺のところでは一般会計で補填するしかないということで御理解いただきたいと思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 なかなか値上げができないで、苦しい台所事情だなというのは分かりますけれども、私が言いたかったのは、見通しがちょっと甘いんじゃないかなということ。例えば令和元年の決算額、下水道使用料は1億7,000万なんですけれども、これ予定では、予算では1億8,000万を計上しています。その決算額がここに反映されていない。繰入金に対しても決算額が大幅に見込みが甘くなっているんじゃないかというようなことを申し上げたいんですけども。

議 長 副町長。

副 町 長 非常に今後の状況の見通しが甘いということなんですけど、本来でありましたら上げなきゃいけないんです、もう1割なり、1割5分なり、15%上げるということはあったんですけど、コロナ禍で上げることができなかったということで、一般会計のほうから繰出金が多くなったということで御理解いただきたい。

これはコロナが終わった段階で一遍にまた上げるということはあれなんですけど、上げなきゃもういけないというのは、もう承知していますので、その辺のところはしっかりと、経費が節減するところは節減するんですけど、上げなきゃいけないのは上げなきゃいけない。そうしないと特別会計が立ち行かなくなりますので、その辺のところは、本当は上げなきゃいけない。この2,500万もないほうがいいんだ。だけれども、コロナ禍で上げることができなかったと、その辺は議会の皆さんにも御説明した中で、しばらく景気対策の面で上げないようにしようよという形で押さえてございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。
質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第68号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願いま
す。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第69号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計補正予
算(第2号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第69号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。
令和3年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に
定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万円を追加し、歳入
歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,124万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、介護予防生活
支援サービス利用の増に伴うものであり、歳入歳出総額をそれぞれ459万円
増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第69号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計補正予
算(第2号)について御説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款の分担金及び負担金から7款の繰入金まで459万円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から6款の諸支出金まで、合わせて歳入と同額の459万円増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、配食サービス利用料で、利用者の増によるもので26万4,000円の増額でございます。

5款2項4目の事業費補助金につきましては介護保険システムの改修事業費確定によるもので、国からの補助金が2分の1で65万4,000円の増額でございます。

5款2項8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、確定によるもので1万9,000円の増額でございます。

5款2項9目の保険者努力支援交付金につきましては、確定によるもので11万7,000円の増額でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、介護保険システム改修事業費等を事務費として繰り入れるもので、73万4,000円の増額でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、第1号通所事業、高額医療合算介護サービス費（総合事業）、配食サービス事業、介護保険システム改修費国庫支出金精算返納金分を介護給付費基金から繰り入れるもので280万2,000円の増額でございます。

13、14ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金の確定によるもので130万9,000円の増額でございます。

1款3項1目の認定調査費につきましては、足柄上地区介護認定審査会システムプリンター用消耗品で7万9,000円の増額でございます。

3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、第

1号通所事業負担金と高額医療合算介護サービス費の見込みによるもので250万円の増額でございます。

3款3項2目の任意事業費につきましては、配食サービス事業委託料の増によるもので55万5,000円の増額でございます。

15、16ページをお開きください。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の確定によるもので13万6,000円の増額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、介護保険システム改修費国庫支出金精算返納金の確定によるもので1万1,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第69号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。12ページの国庫支出金の保険者努力支援交付金11万7,000円なんですけども、確認ですが、これは介護度が改善した場合に支給されるものではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 こちらは、努力支援交付金ということですので、介護度がよくなったら交付されるということではなく、町のほうでこの交付金に当たるものがしっかり事業として推進しているかどうか、それによって決まるものでございまして、介護度がよくなったからとか、そういう解釈ではございません。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、事業として推進をしてきたので11万7,000円の交付金がついたということだとしますと、どのような事業を行われたんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 やはり介護につきまして、体の状態がもっと悪化しないようにするための努力に当たるものとか、介護施設のほうに利用される方を増やしたりだとか、そういったことが増えたりだとか、そういったことが要因で増えている

といったところでございます。

議長 石田照子議員。

13 番 石 田 じゃあ、ちょっと具体的には分かりにくかったんですけども、そうしますとコロナ禍の中でもいろいろな教室ができない状況の中でも、各施設、あるいは町の包括あたりでこの努力をされてきたということで理解をしてよろしいですね。

議長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 結果的にそういったところでしっかり対応ができていたということで交付されているものでございます。

議長 長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

9 番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 9 番、府川です。

歳入のほうの 12 ページの配食サービスの利用が、当然、利用料ですから補正が上がった、この理由は利用者が増えたというふうに御説明がありました。

このサービス事業の内容と、何人ぐらいの利用がどうなったのか、何人増えたのか、その辺をちょっと説明いただければと思います。

議長 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 サービスの内容でございますが、こちら、御自分で調理等が厳しい方に対してお弁当をお配りするものでございますが、今、10 月現在で登録されている方につきましては 38 名おられます。4 月の当初と比べましても 1 週間、5 日間全てを希望される方が増えてきておりまして、全部で 660 食分を今後の見込みも含めまして増やさせていただくものでございます。

議長 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 そうしますと、利用者数は具体的にはそんな増えたわけじゃなくて、要するに 1 週間フルというか、5 日間、今までは、例えば週 1 日だとか、何日だった方が 5 日間利用するようになったということであれば、その辺の、なぜそういうふうな状況になったのか、もし承知されていれば、御説明願いたいと思います。

議長 長 保険健康課長。

保険健康課長 はっきり、これがこうだから増えたということは、ちょっと申し上げられないんですけども、一つの理由としましては、やはりコロナで外に出かけるのが控えられているというようなことも一つの要因であるというふうには考えております。

議長 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

9番 府川 14 ページの介護認定調査費が若干ですけども、増えているんですけども、これ、今までのシステムと、システムというか、事業とちょっと変わったんだろうと思いますけども、安全性だとか、それと、あと端末で持ち運びしなくてもそこでするよというような話でしたけども。実際、この変わってからどんなメリットが実際、何というんですか、享受できているというか、どんなふうによくなったのか、ちょっと教えて、教えてというか、説明いただければと思います。

議長 長 保険健康課長。

保険健康課長 調査費につきましては、今まで足柄上衛生組合のほうで行っていたものを南足柄市のほうに移管したといったところで、この消耗品につきましては、それに当たって消耗品として、カートリッジ、トナー等が増えたということで上げさせていただいております。

申請数でございますけれども、ちょっと9月の受付分では新規が15、更新が28、変更が3で46だったものが、10月では新規が19、更新が28、変更が10ということで57、1か月で11増えておりますけれども、これが、この認定調査の方法が調査会のほうのシステムが変わったからどうかと、そこが起因しているかどうかというのは分かりませんが、まだ10月から始まったばかりで、どれだけその認定に当たって利用者の方にメリットがあるかどうかというのは、今のところ、分からない状態でございます。

議長 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第69号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願ひ

ます。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。
日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、別紙のとおり、議員を派遣することにいたします。
なお、閉会中変更があった場合には、議長にお任せ願いたいと思います。
日程第8、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。
議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
お諮りします。
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。
以上をもちまして、全日程を終了しましたので、令和3年第4回山北町議会定例会を閉会といたします。(午前11時17分)